

新百合ヶ丘総合病院の救命救急センター指定を求める意見書

本市北部地域に位置する新百合ヶ丘総合病院は、地域の基幹病院として地域医療に加えて救急医療も担っており多くの市民の生命と健康を支えているところ、同病院では更なる地域医療への貢献に向けて医療法に基づく厚生労働省告示で定められた施設基準を満たした上で神奈川県に対し救命救急センター、いわゆる三次救急の新規指定を申請していたが、県の判断により一度は申請を取り下げるに至り本年7月10日に改めて申請を行うこととなり、これを受け8月27日に開催された川崎地域地域医療構想調整会議において県は同病院を救命救急センターとして指定する方向性を示した。

救命救急センターは一刻を争う重篤患者を受け入れる最後の砦であり、その整備の遅れは市民の生命に直結する重大な問題であるところ、実際に救急需要は本市においても急増しており救急出場件数は令和5年が87,591件、令和6年は89,114件といずれも過去最多を記録しており、さらに搬送患者の半数以上を65歳以上の高齢者が占めていて今後も少子高齢化の進行に伴い救急需要は増加が避けられない状況にある。

加えて、本市は地方に比べて高齢化比率こそ低いものの高齢化スピードが極めて速いという特徴があり、本市全体では2020年の75歳以上人口比率が10.4%であったのに対し2045年には16.1%となりその伸び率は1.54倍に達し、なかでも本市北部の多摩区は1.71倍と全国的にも突出しており短期間で後期高齢者が急増することが確実視されているなか、川崎北部医療圏は高齢者向けの医療インフラが極めて脆弱でありこの現状は救急医療体制の整備を急ぐべき強い根拠となっている。

よって、県におかれては、医療法に則った手続を踏まえ、速やかに新百合ヶ丘総合病院を救命救急センターとして新規指定するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月10日

議会議長名

神奈川県知事 宛て